

○上越市景観条例

平成12年3月24日

条例第2号

改正 平成21年3月27日条例第12号

平成22年3月30日条例第44号

平成30年3月26日条例第20号

令和4年6月22日条例第21号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 景観づくり

第1節 景観計画（第7条—第9条）

第2節 景観づくり重点区域（第10条—第12条）

第3節 行為の届出等（第13条—第20条）

第4節 景観重要建造物（第21条—第25条）

第5節 景観重要樹木（第26条—第30条）

第6節 景観を著しく阻害する要因に対する措置（第31条）

第3章 市民主体による景観づくりの推進（第32条・第33条）

第4章 上越市景観審議会（第34条—第37条）

第5章 雑則（第38条）

附則

景観は、その地域の風土やそこに生活する市民の文化をそのまま表現するものである。美しい景観は、都市の個性を生み、市民の心を豊かにし、誇りと愛着を感じさせる。

私たちのまち上越市は、豊かな水とみどりにあふれている。自然は、四季の移り変わりの中で、古くから人々に潤いと恵みを与え、人々は自然と共存しながら長い年月をかけて歴史、文化をはぐくんできた。

歴史的な資産やまちなみは、いにしへの面影を今も私たちに伝え、広大な日本海や雄大な南葉の山々、そして山里のたたずまいや久比岐野に広がるのどかな田園風景は、上越市の原風景として、私たちの心のよりどころとなっている。

都市の機能性や安全性のみならず、人間性を尊重した快適な生活が強く求められるこんにち、私たちは、これまで先人が大切に守りはぐくんできたこれらの共有財産を守り、いかながら、上越市固有の景観をつくりだし、快適で美しく、魅力にあふれた「海に山に大地に

学びと出会いが織りなす 共生・創造都市 上越」を実現していかなければならない。

私たちは、ともに力をあわせて自らの英知と情熱をかたむけ、景観が市民共有の財産であり、1人1人がまちづくりの主体であるという認識の下、地球環境との共生の中で、上越市をさらに住みよいまちに育て、次代の市民に引き継いでいくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項その他景観づくりに必要な事項を定めることにより、市民参画の下で、法第8条第1項の規定により策定する景観計画（以下「景観計画」という。）を推進し、もって地域の豊かな自然と風土が織りなす快適で美しく、魅力にあふれるまちの実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観づくり 良好な景観を保全し、又は創造することをいう。
- (2) 建築物等 法第7条第2項に規定する建築物及び規則で定める工作物をいう。
- (3) 事業者 次に掲げる行為を業として行う者をいう。

ア 建築物等の新築、新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

イ 土地の開墾その他の土地の形質の変更

ウ ア及びイに掲げる行為に係る設計

- (4) 広告物等 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物及び専らこれを掲出し、又は表示する工作物等をいう。

(市の責務)

第3条 市は、景観づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、景観づくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、市民の意見を反映させるように努めなければならない。

3 市は、公共施設の整備を行うに当たっては、景観づくりに先導的な役割を果たすように努めなければならない。

4 市は、市民及び事業者が景観づくりについての理解を深め、積極的にこれを推進するこ

とができるように、景観づくりに関する意識の高揚及び支援に努めなければならない。

5 市は、必要に応じて、国、県その他の地方公共団体及び公共的団体等に対し、景観づくりについて協力を要請するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らが景観づくりの主体であることを認識し、地域の特性に配慮した景観づくりに努めるとともに、市が実施する景観づくりに関する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動が地域の景観に強く影響を及ぼすことを認識し、事業活動を行うに当たっては、景観づくりに最大限の配慮をするとともに、市が実施する景観づくりに関する施策に協力するものとする。

(財産権等の尊重等)

第6条 この条例の運用に当たっては、関係者の財産権その他の権利を尊重するとともに、公共事業その他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 景観づくり

第1節 景観計画

(景観計画の策定等)

第7条 市長は、景観計画を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、第34条第1項に規定する上越市景観審議会（以下この章において「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

(景観計画の策定等を提案することができる団体)

第8条 法第11条第2項に規定する条例で定める団体は、第32条第1項の規定による認定を受けた景観づくり推進組織とする。

(計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合にとるべき措置)

第9条 市長は、法第14条第1項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ、審議会に法第11条第3項に規定する計画提案に係る景観計画の素案を提出して意見を聴かなければならない。

第2節 景観づくり重点区域

(景観づくり重点区域の指定等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する区域を景観づくり重点区域として指定することができる。

- (1) 先導的に景観づくりに取り組んでいる区域
- (2) 市内の特徴的な景観を表す一定範囲の区域

(3) 景観が大きく変わることが見込まれることにより、景観づくりが特に必要と認められる区域

(4) 市民から提案のあった区域

(5) その他市長が必要と認める区域

2 市民は、前項第4号に規定する提案を行おうとするときは、当該提案に係る区域における景観づくりの案を市長に提出しなければならない。

(景観づくり重点区域における地区計画の策定)

第11条 市長は、景観づくり重点区域を指定しようとするときは、当該景観づくり重点区域に係る景観づくり地区計画を定めるものとする。

2 景観づくり地区計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 景観づくり重点区域の範囲

(2) 景観づくりに関する方針

(3) 届出の対象とする行為及び当該行為の基準

(4) その他市長が必要と認める事項

3 前項第3号に規定する届出の対象とする行為については、次に掲げる事項のうち、市長が対象となる区域の景観づくりに必要と認める事項を定めるものとする。

(1) 建築物等の規模、敷地内における位置、形態、意匠、色彩及び素材並びに敷地内の修景に関する事項

(2) 広告物等の位置、規模、形態、数量、色彩及び表示の内容に関する事項

(3) 土地の形質に関する事項

(4) 樹木の態様並びに樹木を伐採する場合の位置及び規模に関する事項

(5) 屋外において物品等を集積し、又は貯蔵する場合の位置、高さ及び遮へいに関する事項

(6) その他市長が必要と認める事項

(景観づくり重点区域の指定等の手続)

第12条 市長は、景観づくり重点区域を指定するか否かの決定をするときは、あらかじめ、当該区域に居住する市民及び利害関係人を対象に公聴会を開催するとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観づくり重点区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

3 前条及び前2項の規定は景観づくり重点区域の指定の変更について、前2項の規定は景観づくり重点区域の指定の解除について準用する。

第3節 行為の届出等

(行為の届出)

第13条 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第1項から第14項までのただし書の規定に該当するものとする。

(届出、勧告等の適用除外)

第14条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 次のいずれにも該当する建築物等の新築、新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる大規模な修繕若しくは模様替又は色彩の変更（第19条の規定により景観づくり重点区域内において届出を要するものとされた行為を除く。）

ア 高さが13メートル以下の建築物等

イ 延べ面積又は築造面積が500平方メートル以下の建築物等

(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為のうち面積が3,000平方メートル未満のもの

(特定届出対象行為)

第15条 法第17条第1項に規定する特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為のうち、前条において届出を要しないものとした行為を除くすべての行為とする。

(行為の報告)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に対し、当該届出に係る行為について報告を求めることができる。

(助言及び指導)

第17条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

(勧告に従わなかった旨の公表)

第18条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(景観づくり重点区域内において届出を要する行為)

第19条 第10条第1項の規定による指定を受けた景観づくり重点区域内において、第11条第2項第3号に規定する届出の対象とする行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(届出書の添付書類)

第20条 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第1条第2項第4号に規定する条例で定める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図
- (4) 立面図
- (5) 外構平面図
- (6) 完成予定図
- (7) 周辺の現況写真
- (8) その他市長が必要と認めるもの

第4節 景観重要建造物

(景観重要建造物の指定)

第21条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(景観重要建造物の指定の提案があった場合にとるべき措置)

第22条 市長は、法第20条第3項の規定による景観重要建造物の指定の必要性の判断をするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物の管理の基準)

第23条 法第25条第2項に規定する景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 防災上必要な措置を講ずること。
- (2) 定期的に保守点検を実施すること。
- (3) その他景観重要建造物ごとに市長が必要と認める基準

(景観重要建造物の滅失等の届出)

第24条 景観重要建造物の所有者は、当該景観重要建造物が滅失し、又はき損した場合は、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(景観重要建造物の指定の解除)

第25条 第21条の規定は、法第27条第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。

第5節 景観重要樹木

(景観重要樹木の指定)

第26条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(景観重要樹木の指定の提案があった場合にとるべき措置)

第27条 市長は、法第29条第3項の規定による景観重要樹木の指定の必要性の判断をするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要樹木の管理の基準)

第28条 法第33条第2項に規定する景観重要樹木の管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 定期的にせん定や枝打ちを実施すること。
- (2) 定期的に病虫害の防除を実施すること。
- (3) その他景観重要樹木ごとに市長が必要と認める基準

(景観重要樹木の滅失等の届出)

第29条 景観重要樹木の所有者は、当該景観重要樹木が滅失し、枯死し、又はき損した場合は、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(景観重要樹木の指定の解除)

第30条 第26条の規定は、法第35条第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

第6節 景観を著しく阻害する要因に対する措置

第31条 市長は、建築物等及び広告物等並びに光、音、におい、水質等の環境的要素その他のものが景観を著しく阻害していると認めるとき又は阻害するおそれがあると認めるときは、その所有者又は原因者に対し、必要な措置を講ずるように協力を要請するものとする。

2 市長は、前項の規定により協力を要請するときは、必要に応じて審議会の意見を聴くことができる。

第3章 市民主体による景観づくりの推進

(景観づくり推進組織の認定)

第32条 市長は、市民により組織された団体のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する団体を景観づくり推進組織として認定することができる。

- (1) その活動が景観づくりに有効と認められること。
- (2) その活動が財産権その他の権利を不当に制限するものでないこと。

(3) その活動が地域住民の大多数の支持を得ていると認められること。

(4) 規則で定める要件を具備する規約が定められていること。

2 前項の規定により景観づくり推進組織の認定を受けようとする団体は、市長に申請しなければならない。

3 景観づくり推進組織が解散したときは、市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があったとき及び景観づくり推進組織が第1項各号のいずれかの要件を具備しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

(景観づくりに寄与する活動等に係る助成等)

第33条 市長は、次に掲げるものの活動又は行為に係る経費の一部を助成することができる。

(1) 景観づくり推進組織

(2) 景観づくり重点区域において修景を行う者

(3) 景観重要建造物又は景観重要樹木の維持管理を行う者

(4) 法第81条第4項の規定により認可を受けた景観協定に基づく行為をする者

(5) その他景観づくりに資する活動を自発的に行っている団体及び個人

2 市長は、景観づくりに努めようとする者に対し、技術的援助を行うことができる。

第4章 上越市景観審議会

(設置)

第34条 景観づくりに関する基本的事項及び重要事項を調査審議するため、上越市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ調査審議するほか、景観づくりに関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第35条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

(1) 公募に応じた市民

(2) 事業者

(3) 学識経験者

(4) 関係行政機関の職員

(5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第36条 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合

の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の運営等)

第37条 審議会の運営等に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年10月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、平成12年7月1日から施行する。

附 則 (平成21年条例第12号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年条例第44号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項の規定により策定されている景観計画は、改正後の上越市景観条例(以下「改正後条例」という。)第1条に規定する景観計画とみなす。

3 この条例の施行の際現に改正前の上越市景観条例(以下「改正前条例」という。)第8条第1項の規定により景観形成地区として指定を受けている安塚区の区域は、改正後条例第19条に規定する第10条第1項の規定による指定を受けた安塚区景観づくり重点区域とみなす。

4 この条例の施行の際現に改正前条例第10条第1項の規定により設立されている景観形成地区協議会及び改正前条例第26条第1項の規定により認定を受けている景観形成市民団体は、改正後条例第32条第1項の規定により認定を受けた景観づくり推進組織とみなす。

5 この条例の施行の日前に行った改正前条例第13条及び第18条の規定による届出及び当該届出に係る変更届出の手續等については、改正前条例の定めるところによる。

附 則 (平成30年条例第20号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。